

流山市農業委員会
平成25年第11回
総会議事録

平成25年11月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第11回総会議事録

1 期 日 平成25年11月25日(月)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 14番 水代 啓司 15番 石井 勇

5 出席委員(14名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(2名)

8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
----------	----------

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美 次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
(2) 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について	5
(3) 議案第51号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	7
(4) 議案第52号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	8
(5) 議案第53号 農業生産法人報告書の提出について	10
(6) 報告第18号 農地違反転用対策委員会の報告について	13
(7) 報告第19号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	16
(8) 報告第20号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について	16
(9) 報告第21号 平成25年度流山市利用状況調査結果について	17
(10) 報告第22号 専決処理の報告について	20

開会 午後3時00分

高市議長 皆さん、こんにちは。大変寒くなってきました。体には十分気をつけていただきたいと思います。このところ今日も雨で、明日からまたお天気、変わりやすい天気が続いております。その辺ですね、皆さんも十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただ今から平成25年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、8番、水野委員、9番、中村敏則委員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。14番、水代委員、15番、石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日御審議いただく案件は、議案第49号の「農地法第5条の規定による許可申請について」から議案第53号の「農業生産法人報告書の提出について」までの5議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第18号の「農地違反転用対策委員会の報告について」から報告第22号の「専決処理の報告について」までの5項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしく御申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第49号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年11月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条申請は恒久転用が2件です。なお、この2件は権利者が同じ方で転用目的も同一事業となっておりますので、一括して御説明をさせていただきます。

初めに、権利者ですが、柏市高田に住所を置き、建設業を営んでいる法人です。申請がありました土地は、1番が流山市野々下一丁目にある田2筆で、面積は1,516㎡、2番が流山市野々下一丁目にある田1筆で、面積は109㎡、合計面積といたしましては、3筆1,625㎡で、議案案内図は1ページと次の2の1と2の2ページです。

次に、転用目的につきましては、資材置場用地としたいというものです。

今月の5条許可申請につきましては以上の2件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件でございます。

議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して御報告いたします。移転の原因は売買で、転用目的は資材置場を拡張しようとするものです。

権利者は柏市に本店を置く株式会社で、昭和46年に設立されています。事業内容は、生コンクリートの製造販売、建築資材の販売、産業廃棄物の処理などで、ここ3年間の年商は10億円から13億円で推移しているということです。

申請理由については、生コンクリート製造のための資材入手が困難な状況にあり、安定的に供給を行うため、資材置場の拡張を行うものです。

土地の選定の理由としては、本社及び作業所から位置的に便利な場所であることや営業範囲が申請地から30分圏内であり、既存の資材置場に隣接していることなどから選定したということです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は豊四季駅の南西約1500メートルに位置しており、周囲は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、事業計画の概要ですが、敷地内は重機で転圧をかけ、コンクリートで舗装し、生コンクリート製造のための資材(約500立方メートル)を置く計画です。

周辺への被害防除対策としては、周辺に防護柵を設置し、農地と隣接する南側にはブロック2段積みとし、雨水流出防止のため、周囲に小堤を設ける計画です。

また、周囲には、保育園、老人ホームがある関係から、その前の道路は原則として通行しないとのことでした。

次に、近隣農地所有者等に資材置場の拡張について説明を行ったところ、特に意見はなかったということでした。

また、資材の保管については、周辺民家への再生砕石等から発生する粉じん対策として、民家から離して保管する等、対策を講じているとのことでした。

次に、資金計画につきましては、建設費が121万円、用地費が666万円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令については、該当がありません。

なお、建物は建築しないように指導しました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

7番(青野委員) 委員長からの報告のとおりだと思うんですけども、幼稚園というか保育所ですね、それから老人ホーム、そして周辺には障害者の施設があると思います。散歩コースにもなっていると思うんですけども、その辺の安全対策が一つ、それからあと資材置き場であるわけですけども、産業廃棄物も置くということですけども、産業廃棄物はどういうものが置かれるのか、その辺の安全対策についてもお聞かせをいただきたいと思います。

山口次長補佐 それでは青野委員から御質問のありました安全対策、確かに周辺につきましては保育所、老人ホーム又は障害者の施設というものが確かにございます。また、水路に伴って側面ですか、運動公園などが散策の道になっていると思います。これに対する安全対策ということでございますが、ヒアリングの中でも関係者にお聞きしましたところ、県道柏流山線から農協のところまで行かないで、信号機を曲がったらずぐ資材置場に入ります。そこから先農協方面には車は通行させないということですよ。もし、そちらの方面に現場ができた場合は、各施設と連携を取って、そちらの方に話を通して、それから通行させるようにいたしますということですよ。今のところそちら方面には南下する予定はございませんという事でございます。それと、産業廃棄物という話ですけども、実際これは再生砕石になりますので、コンクリートを破碎したものですね、それだけを置くということで、それ以外は資材置場の方にストックする予定

はないということです。以上でございます。

高市議長 よろしいですか。

7番(青野委員) 許可した後のですね追跡調査、こういうようなものについては農業委員会として、今後どのように追跡をしていくのか、約束どおり守られているのか、その辺がですね私は重要だと思うんですね。通り一遍で、許可したらもう追跡はしませんということではなく、やはり1年或いは1年半その辺までね追跡をしながら、本当に地域の住民それから農家には被害がない、2種ですから、そういうことなただけけれども、その辺の追跡についてはどうでしょうか。

山口次長補佐 こちらの事業所でございますけれども、平成23年の3月に今回の申請地の隣接の北側については資材置場の申請がございまして、そこはちゃんと完了届、転用事実までは出ております。当初の計画どおり使われております。今回の拡張部分につきましても、ここで許可を得てからまず資材置場の完成という形が目的となります。造成が完成した段階で6か月資材置場として継続して使用していただいて、そこで初めて転用事実ということで資材置場として完成したものだという形で判断して、転用事実の確認証明書を発行いたします。そのあと、1年、1年半という話ですけれども、そこら辺は我々農業委員会の中でもですね毎月議案がございまして。その時には農地パトロールという形でですね、実際にその中に建物が建っていないかとかですね、違う方法で使われているかどうか、そういうものは毎月のパトロールの中でその方面に一致している場合は、巡回しながら対応して確認取っていくという形でおりますので、あえて追跡調査という形ではいたしませんけれども、常に現地を確認しているという形で対応させていただいております。以上です。

高市議長 よろしいですか。

7番(青野委員) はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

12番(小林委員) ちなみに売買価格はどのくらいになっていきますか。

山口次長補佐 今回の申請地につきましてはトータルで666万円、地権者が二人おりまして、坪約1万円ちょっとですね、2万円まで行かないような状態です。以上です。

高市議長 よろしいですか。

12番(小林委員) はい。

高市議長 ほかに御質問。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第49号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第49号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページを御覧ください。

議案第50号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりであったので、意見を求める。

平成25年11月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の諮問件数は、新規によるものが1件、更新によるものが9件で、合計では10件です。

初めに、1番ですが新規分です。権利者は流山市南の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市北の田5筆と流山市小屋にある田1筆、合計面積といたしましては、田6筆5,508㎡で、議案案内図は3ページです。

次に、利用権の設定期間につきましては、新規により6年間です。

続きまして議案書の3ページを御覧ください。ここからは更新分となります。なお、ここからの2番から10番については、いずれも権利者が同じ方となりますので、一括して御説明をさせていただきます。初めに権利者につきましては流山市駒木台の方で職業は農業です。次に利用権を設定する土地は、流山市小屋の田3筆、合計面積は2,994㎡と、流山市南にある畑及び流山市上新宿新田にあります畑、合計が25筆の7,624㎡で、議案案内図は、4ページから7ページです。

次に、利用権の設定期間につきましては、いずれも更新により3年間です。

今月の利用集積につきましては以上の10件です。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

今月の案件は、新規が1件、更新が9件でございます。

最初に1番の権利者の職業は農業で年齢は73歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約2.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でありました。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番から10番については、権利者が同一人でありますので、一括して御説

明いたします。権利者の職業は農業で年齢は54歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名でございます。

次に、現地の状況ですが、2番、3番及び10番の対象農地の田は何れも稲刈り後の状況でありました。また、4番の畑はビニールハウスが設置され、周囲ではほうれん草等が作付けされた状況でした。5番、7番及び9番の畑はほうれん草等が作付けされた状況でした。6番の畑は耕起済みの状況でした。8番の畑は育苗のためビニールを覆った状況でした。

本件については、何れも3年間の利用権を更新しようとするものであります。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしています。

よって、本案については、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。なお、本案の1番については、大作委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、大作委員の退席を願い、審議いたします。

大作委員の退席を求めます。

(大作委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。おりませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号のうち1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第50号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

大作委員の除斥を解きます。

(大作委員入室)

高市議長 次に、本案のうち2番から10番に対する案件について質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号のうち2番から10番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第50号のうち2番から10番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第51号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第51号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成25年11月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願は1件です。初めに申請者につきましては流山市平方の方で、申請がありました土地は流山市平方の畑2筆、合計面積は194㎡で、議案案内図は8ページです。

本件土地につきましては、登記簿上の地目は畑ですが、現状は20年以上前から宅地の一部として使用されております。このことから、今後申請地の地目変更登記申請をするため、証明願の提出があったものです。

今月の許可を要しない土地の証明願は以上の1件です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第51号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告します。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。申請地は東武野田線江戸川台駅の北西約900メートルに位置している土地で、地目は畑で、現況は宅地として建物の敷地の一部として使用されておりました。

申請地は、平成22年に相続を受けた土地であります。昭和44年に母屋を建築し、その後、農地の一部に駐車場と母屋の西側の増築を行っているとのこと。

また、昭和63年には農業用倉庫を建築し、建物の敷地として使用しているとのこと

です。

なお、今年7月に母屋の建て替えのため、増築部分については母屋と一緒に解体してしまいましたが、解体前の写真等が添付されております。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月と平成25年2月に撮影された航空写真及び固定資産評価証明書が添付されておりました。

以上のことをもとに審議したところ、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。なお、本案については、小林委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、小林委員の退席を願い審議いたします。

小林委員の退席を求めます。

(小林委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

小林委員の除斥を解きます。

(小林委員入室)

高市議長 次に、議案第52号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第52号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関

する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成25年11月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の農業の主たる従事者証明願は、1件です。初めに申請者につきましては、流山市十太夫の方です。申請がありました土地は流山市十太夫にあります畑4筆、合計面積は3,811㎡で、議案案内図につきましては、9ページです。

なお、この申請地はいずれも、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の区域内にある農地となっております。換地後の合計面積としては2,323㎡とする仮換地指定が行われております。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては申請者本人で、買取り申出事由が生じた日は平成25年9月26日です。

今月の従事者証明願は以上の1件です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第52号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行っていません。申請理由ですが、今まで申請者御夫婦で農業を営んできましたが、申請者が腰痛を患い、今年の9月26日に、医師から「変形性腰椎症、第4腰椎圧迫骨折」の病名にて農業の継続は無理であると診断され、後継者もいないことから、農業の継続が難しいため、申請がなされたとのことでした。

申請地については、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内にあり、仮換地が指定されておりました。

最後に、生産緑地の指定が解除された後の土地の利用計画についても聞きましたが、解除後は何かに活用していかないとならないということで、最終的にはアパート経営を考えているとのことでした。

以上のことをもとに審議したところ、本案については、主たる従事者の一人である申請者は故障前は年間ほぼ毎日農業に従事しており、その者が故障したことにより農業に従事することが困難になったものであるため、農業の廃業はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 御質問ないようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第53号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の9ページを御覧ください。

議案第53号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年11月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

農業生産法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農業生産法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものです。

今回報告がありました農業生産法人は、流山市向小金にあります農業生産法人で、報告のありました事業年度は、平成24年9月1日から平成25年8月31日までの1年間です。

皆さんのお手元には資料を配布させていただきましたが、左上に様式例第5号の3と書いてあります農業生産法人要件確認書という資料を御覧いただきたいと思いません。

この資料につきましては、法人から提出された報告書を基に農業生産法人要件確認書を作成しております。平成23年から今年の報告分を含め3か年間の事業内容が比較できるものとなっております。

資料の表の右側に平成25年11月7日と書かれている欄が今回報告のあった個所となっておりますので、この欄を縦に御覧ください。

初めに経営面積についてですが、面積は26,400㎡で昨年と同面積となっております。

次に、法人形態、また、次の事業の種類につきましても昨年と同様の内容となっております。

次に、売上高についてでございますが、今回の売上は全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は約94%となっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しております。

また、次の構成員数、また、その次の業務執行役員数につきましても、昨年と同様の内容となっております。

以上のことから、農業生産法人として必要な要件はそれぞれ備えているものと考えますので、農業生産法人要件確認書の中にあります適否の欄につきましては、すべて適に とさせていただきます。

最後になりましたが、議案案内図につきましては、10ページと11ページです。

御説明につきましては以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第53号「農業生産法人報告書の提出について」御報告します。

本案については、農地法第6条の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならない、と定められています。また、農業委員会は、その報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなる恐れがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされています。

市では従来、農業生産法人からの報告に対しては、事務局で審査を行ってきたということですが、平成21年に農林水産省経営局長から通知のあった「農業委員会の適正な事務実施について」の中で、農業委員会は、判断の透明性・公平性を確保するとともに、事務処理の迅速化が求められ、平成23年度から農業委員会総会において判断を仰ぐことになっています。

農業生産法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものです。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところです。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案については、水代委員に関係する案件でありますので、農業委員会等

に関する法律第24条第1項の規定により、水代委員に退席を願い審議いたします。
水代委員の退席を求めます。

(水代委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番(青野委員) 売上高なんですけれども、農業の関係の売上高で約2千万円、2千5百万ほど25年11月7日現在では減になってますけれども、これはどうゆうような理由なんですか

山口次長補佐 ただ今の売り上げの関係でございますけれども、今年度が前年度よりも減収になっているということですが、これはレストランの売上高が多少1千万円近く減っております。というのはレストラン部門を24年度にこの法人から切り離しをしておりますので、その分減額という形になります。今まではレストランと下の直売所、あと体験農園というかブドウ園ですか、ブドウとかキウイをやっていましたけども、レストラン部門だけは の法人から外れましたので、その分が減収ということでございます。

7番(青野委員) そうしますと、23年度で12月1日現在では約1億7千万円、24年の11月15日では約2億4千万円ということなんですが、今の説明だと24年度で合算をされていたということなのかね。

山口次長補佐 この表の見方ですけども、売上高のところの農業というところございますよね、上から3番目の報告、これがそれぞれの単年の売上高になります。下の合計というのは3年間の累計が載っていますので、ですからこれはどんどん増えていっていると思います。実際に今回は、一番右側の列、25年11月7日、そこの報告の金額だけを見ていただいて、若し前年度という話であればその左側の6千9百50何がしというその金額と対比していただいて、ここで約700万円くらい減収となっておりますよね、という話になると思います。その部門でレストラン部分が途中から切り離しになりまして約1千万円の減収ですけども、それ以外の農業部分の売り上げが伸びていますので、実際には約700万円くらいの減収という形で見ただけであれば結構だと思います。

7番(青野委員) そうすると、こうしたこういう法人の経営も、非常に社会状況というかそういうような影響も大きいというように理解してよろしいんですかね。

山口次長補佐 たまたまですね、今回のレストランの方は、ある程度自立ができたということで独立しますという形で離れておりますので、景気が右肩下がりで規模縮小ということではありません。そういうところもあるかもわかりませんが、今回の報告の中ではそういう傾向ではなくて、レストラン部門が独立してもやっていけるから農業生産法人から切り離してくださいという申し出があって、外したということでございます。

7番(青野委員) いずれにしても、生産法人というかこうした農業の法人格を取って、そして積極的に農業の所得を上げていこうという人にとってそんなに影響はない、将

来のためにも、さんのところもそんなに影響なく法人格としてどんどん成長していく、新しく法人格を取ったところも参考にしながら法人格として立派に成長していくというように理解してよろしいと。

山口次長補佐 そのとおりで結構です。

7番(青野委員) はい、ありがとうございました。

高市議長 ほかに質問ございますか。

御質問がほかにないようですので、これより本案に対する質疑を打ち切ってよろしいでしょうか

(はいの声あり)

高市議長 質疑なしと認め、これより採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第53号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代委員の除斥を解きます。

(水代委員入室)

高市議長 次に、報告第18号「農地違反転用対策委員会の報告について」報告を求めます。中村彰男農地違反転用対策委員会委員長。

中村彰男農地違反転用対策委員長 それでは報告第18号「農地違反転用対策委員会の報告について」御報告いたします。

農地違反転用対策委員会を、本日開催の総会に先立ちまして、正午から多数の委員の御出席をいただき、流山市上貝塚地先に係る農地法の許可を得ないで使用している資材置場について、現地調査を行い、今後の対応について審議を行いましたので、この審議の経過と結果について御報告いたします。

この事案については、平成25年5月24日に、市民の方から、北小屋付近で、事務所を建築中であるが、農地法の許可を得て建築しているのかとの電話が農業委員会事務局に入りましたことから、農地違反転用対策委員会を6月4日に開催し、現地調査を踏まえ今後の対応について協議を行いました。

協議の結果、地権者に対し「使用者と協議を行い、農地の状況に復旧されるよう」書面で通知をすることとなり、6月11日付けで通知をいたしました。

また、宅地課とも連携を図りながら地権者等に対し、事務所の撤去について指導を行った結果、10月11日に建物が解体され、本委員会においても本日審議前に現地確認を行いまして、事務所の撤去を確認いたしましたので御報告いたします。

今回委員会の質疑の中で、各委員の皆様から何点か意見が出まして、建物を撤

去したことは当然のことながら、相当の費用を要した中で誠意ある事業所である、また、事業所の関係で当然雇用が発生していることですから、このようなことも含め、あと、この倉庫等の関係でもう20年以上経過しているということの中で、この機にもろもろの反省も踏まえまして追認の在り方について、また、違反転用の許可基準等を今後作成したらいかかという以上の意見をいただいた次第であります。今後の対応につきましては、対象の農地区分は小規模な生産性の低い農地で、農業公共投資の対象となっていない農地であることから第2種農地と判断し、資材置場等への転用は可能な農地であることから、昭和61年ごろから現在まで引き続き20年以上資材置場として農地法の許可を得ないで使用されてきた場所で、今後も引き続き資材置場として使用することが予定されることから、

- (1) 申請地が農地であることから、必要以外の用地は農地に復元すること。
- (2) 申請地については、分筆登記を行うこと。
- (3) 申請地に隣接する農地への雨水対策及び土砂等の被害防除対策を行うこと。
- (4) 始末書の添付

を条件として、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を申請させることに全員一致で決定いたしました。

以上で、農地違反転用対策委員会における報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。ただいま報告がございましたが、質問、御意見がございましたら承ります。

ございませんか。

中村彰男農地違反転用対策委員長 今日、この件で委員さんに行って建物取り壊しを確認されました。また、その場所から、余計なことかもしれないですけど、また、その近くで同じようなことがなされていると、それも一緒に合わせて、今日話をしました。正に目と鼻の先でございました。

高市議長 地権者同じかたですか。

中村彰男農地違反転用対策委員長 また、違うんです。そのようなことで話し合ったんですけども、また、今後第2、第3出ないとも限らないもんですから、やはり農地は農地として正しく使っていただき、また、そういうことがあれば速やかに是正し、許可を得ていただきたいということで、また、先ほども言いましたがもう20年も、30年も使っていることに対して、今出た話はい最近のことなんです、コンテナハウスを設けた、最近のはやりですけどね、基礎をせずに、ただ簡単にクレーン等で、簡単に置ける建物です。あちこちではやりなんですけども、撤去もクレーン車で簡単に撤去できるということで、それも最近のことです。ただ、今回のようにもう20年も30年も使用しているものに対していかなものか。そういうことで、今後考え合わせるべきなのかなということで、ただ、だめなものはだめということでせずに。

高市議長 質問、ございませんか。

15番(石井委員) 私もそれは存じてはいたんですが、許可取ったと思っていた。だから今後は委員長が言ったような形で守ってもらって、改善するときは改善してもらいたいんじゃないでしょうか。

高市議長 どうですか、職代がおっしゃるように皆さんも御協力を頂戴できますか。委員の皆さんですよ、今度は。

委員長は大変ですもんね。実際に。

中村彰男農地違反転用対策委員長 それは私の役ですけど、実はこういうこともあるんですよ。農地を持っているのは地元の方じゃないんですか。皆さん地域の代表で選ばれてきているもんですから、帰れば地元の皆さんですもんね。すると隣家だよと同じ檀家だよということもあって、その辺ですよ、簡単に来て知らない方がふっと来て、農地を買い求めてそういうことをしている方じゃないだけになかなか言いづらいこともありますよね。でもお役としてそう言わざるを得ない。申請してもらえばよろしいこととありますから、中には知らずそういう手続きやるのかよと、そうなのかよと、そういう方も中にはいますよね。でも違法と分かっている方、承知で分かる方いないとも限らないですけども、たまたま今回も地主さんによって、よく駐車場ですと不動産屋にお願いしていると、管理を任していると、私は知らんよと、不動産屋に全部任していることですから何にも知らないと、申請して公正にやるのかなということ聞いて初めて知ったという形になるわけです。今回もそうでないのかなと。

岡田局長 今回の件であります、中村委員長がですね、今般の事案に対しましては精一杯お働きいただきまして、流山の農業委員会の下す決定は厳しいんだというようなことですね。御覧いただきました建物を一旦撤去すると、まずもってそのようなことは過去になかったかと思えます。今回それが実現できました。本当にいろいろと御心労なり、また、御尽力をいただきましたことを事務局長として、私の方に力がないものが委員さんにはできたということですね、本当にたくましく思いますし、また、流山という農業委員会がですね、ほかの市にですね、或いはその事業者さんに厳しいんだ、手続きしなけりゃいけないんだということがですね、ここで改めて認知されたものというように思います。本当に各委員さんも含めまして御尽力いただきましたことを、この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

(午後4時7分根本委員退室)

高市議長 御質問がないようですので、次に進ませさせていただいてよろしいですか。

(はいの声あり)

高市議長 御苦労さまでした。

高市議長 次に、報告第19号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋に

ついて」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページを御覧ください。

報告第19号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成25年11月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市木の田1筆、面積は1,021㎡で、今年の9月に開催されました農業委員会総会の議案第41号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」の中で御承認をいただきました方の農地でございます。議案案内図につきましては、12ページでございます。

なお、この農地は土地区画整理事業の区域内にある農地となっておりまして、換地後の面積としては489㎡とする仮換地指定が行われております。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりとなっております。今後、平成26年の1月10日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地買取り申出についての御報告は、以上の1件です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がありました。御質問、御意見ございましたら承ります。

ございませんか。

特にないようですので、次に進んでよろしいですか。

(はいの声あり)

高市議長 次に、報告第20号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページを御覧ください。

報告第20号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

平成25年11月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

初めに登記申請者につきましては、流山市西深井の方で、照会がありました土地は、流山市西深井の畑1筆、94㎡、登記申請地目につきましては宅地で、議案案内図は13ページです。

本件土地につきましては、畑から宅地に地目変更登記申請をするために平成25年11月7日付けをもって、千葉地方法務局松戸支局の登記官から照会がありましたことから、去る11月20日に開催された第1小委員会の皆様の御協力により現地調査と法務局への回答内容について御協議をいただきました。

初めに、現地についてですが、現況は宅地の一部という状況にありました。また、現地は西深井小学校の西側に位置し、市街化調整区域内にある農地でしたが、農地区分で申しますと、申請地を含め周囲は小集団の農地と住宅などが混在している区域であることから、第2種農地と判断できました。以上の点を踏まえまして、本件の回答につきましては、1点目として現況地目については非農地、2点目として転用許可等の有無につきましては、なし、そして3点目として原状回復命令の有無については、第2種農地ということもございましたので、原状回復命令は行わない、として法務局に回答をさせていただいたものでございます。

御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
高市議長 ただ今報告がありました。御質問、御意見ございましたら承ります。
ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第21号「平成25年度流山市利用状況調査結果について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の13ページを御覧ください。

報告第21号

平成25年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した、平成25年度流山市利用状況調査の集計結果について次のとおり報告する。

平成25年11月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

この利用状況調査につきましては、御案内のとおり、改正農地法の施行に伴い、毎年、農地の現地調査を行うことが義務付けられましたことから、本市におきましても、昨年引き続き調査を実施いたしました。委員の皆様には今年10月の1日から御多忙の中、延べ4日間にわたり調査をしていただきまして、誠にありがとうございました。今年の調査結果につきましては、13ページの表に記載させていただきましたとおり、調査対象農地を確認していただいたところ、約15.9haのうち約12.8ha、全体の約8割ほどの農地が遊休農地と確認されました。

これらの農地につきましては、現地調査の後に実施いたしました判定審査会におきまして、各農地の周辺環境や農地基盤状況なども勘案し、御検討いただいた結

果を踏まえ、指導内容も御検討いただきましたので、これを基に今後の指導を行っていきたいと考えております。

本案につきましての御説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がございましたが、御質問、御意見ございましたら承ります。

7番(青野委員) 15万9千㎡のうちの8割が遊休農地というようなことについては、農業委員会としてもかなりこの部分を慎重に協議をし、遊休農地がないようにしていかなざるを得ないんだと思うんですけども、どういように今後対策を講じていこうとしたらいいのかな、農業委員会全体として事務局長さんの御見解も一つお伺いをおきたいと思っております。

岡田局長 確かに大きく8割も遊休農地という形があります。それぞれの事情があることは承知はしておるんですが、これ以上大きくさせないためにはですね、やはりその意向を調査しなければなりません。今後どうしていきたいんだということで、土地所有者さんの方にその確認を行っていくことからまず始めていきたいと、そしてそれがどなたかに貸したいんだということであれば、農地の流動化を農業委員会としても推奨しておりますので、集積化を図るような形で、経営規模を拡大したいという方にはその隣接するところで貸したいという場所があればですね、そちらへ借りていただくような手はずを、いわゆる仲介をしていくというような形を取っていくことが、未来にわたって遊休農地を広げさせないというふうにつながっていくのかなと、地味なことかもしれませんがそういう橋渡しの部分をですね、入念にやっていく必要があるのかなと思っております。

もう一方は、農地の中間管理機構というような形で今、国の方で議論されております。これは法律が議論されておりますが、どうやら流山市にはその中間管理機構におけるものは適用されないというようなニュースが入ってきております。そういったことからしますと正しく集積によります方法に頼らざるを得ないのかなというふうに思っております。いずれにしても農業従事者の高齢化、また、担い手の方がいらっしやらないという実情ということからそういう事態を招いている、もう一つは特に水田関係についてはですね、ちょっと深い田んぼになってしまったり或いは水脈が変わったということで機械が入らなくなってしまうということから放置されてきているという実情もございしますので、基盤の見直しというんですか、そういったことも視野に入れていかないといけないのかなと思っております。

もう1点は、水田がだめであれば次にはですね畑作へという形の転換等というものがですね可能かどうか、先ほど申し上げました中間管理機構は農業振興地域いわゆる農振というところ限定されたとした場合、新川耕地の例に挙げますと新川耕地のように一集団化されたところについてですね、それらが認められて行けるような特例もですね、設けてもらえるような方向で、今、国の方に近々訴えかけていきたいと思っております。といいますのは農業振興地域、農振の方において遊休農地がどんどん広

がってきているからそちらを解消していくんだという国のものの考え方というのは、じゃ今までその地域の人たちは国の法律によっていろんな助成を頂きながら何をしてきたんだと、一方農振以外の新川耕地という例で挙げますと国からは一切援助を得ずにですね、土地改良法による耕地整理はありましたが、それによらない別の方法では何の援助も受けずに今日的に迎えております。国から援助を受けた方は遊休農地がどんどん拡充している、一方そうでない新川耕地の方も一部には拡張してますけれどもそれほどでもないということになると、法の下での平等という中においてはですね、新しい法律が施行されたとしてもそんな不合理なことはないだろうということですね訴えかけていきたいなと、ただ、私一人では国の法律は変えることはできませんが、なるだけ農水省が考えている事業推進については流山市も適用されるようにしていただくことによって、先ほどの基盤の整備も可能になってくるのかなというふうに思います。かなり高いハードルかと思いますが、これは黙っていたんでは何にもならないと私思っていますので、本当に近々中にですね、国会議員会館とかですね行ってその実情を訴えていきたいなというふうに思っております。今その条件整備をですね、どういったものを訴えたらいいかということで今思案中であります。もう一つにはやはり我々がこれまでも進めて来ましたが集積化をですねどんどん図っていくということをしていくことがですね、農業振興地域外として除外されてしまう我々にとっての役割なのかなと、これは産業振興部の農政課ともタイアップしていかなきゃならんというふうに思っております。かといってそれが全部で解消できるとは思っておりません。ですので、また皆さん方からのお知恵を拝借しながら、あと産業振興部とも連携しながらやっていくことをですね切にお願いして、答弁にならないかも知れませんが、その考え方について述べたいと思います。以上であります。

7番(青野委員) 毎年こうしたね、調査をして16万㎡からね、のうちの8割方遊休農地というようなことで、高齢化も進んでいくというようなことを考えれば、私はそんなにね大々的な大きなことを目立つよりも、まず地道な農地をね、何とか活用していく方法を検討しなけりゃいけない、その検討も時間をばかりかけた検討ではよくないと思うんだね。そういう意味では先日統合失調症の保護者の方々の集まりがありまして、農業をやるのが大事なんだと、流山市に住んでいたんでは統合失調症がどんどん進んでいくと、田舎に帰って農業をやることによってそれが解消されるという話を聞かされたんで、こういう都市化の中でね出来ること、どんな小さなことでもいいですから手がけて、そして農地をお借りして生産の喜びをね与える、地道なことですけどもそういうことも機動力を持って発揮していかざるを得ないだろうと、それには農政課が中心になって庁内の横の連携を図ってこういうところにこういう農地がある、こういう場所にこういう畑がある、そういうようなことをねやはり広げていかざるを得ないのかなと、大きくはね、sonだけ無理だと思うんですね。ま、そんな考えを持ってますんで、是非一つ地道な方法を取りながら一生懸命農地を守っていく、そして生産の喜びを皆で味わうと

いうことを意見として述べておきます。

15番(石井委員) 今の青野さんのものも確かなんですが、私、新川耕地再三発言しているんですが、国土交通省は放水路に使いますからと買って買収しながら、防災センターは結構です、ただ、水の流れが悪い今上落しを止めました。その一部使わないところは荒廃化しています。

あと、田んぼに汚水を入れてあります。入れっぱなしで出すことをしません。やはりそういうことから少しずつ改善しないとどんどん後継者は減ります。収入も上がりません。私は農業委員ですから、特別の機械を買って3町歩ばかり増えました。だけど大変な労力、深い田んぼでそれも若い人たち一生懸命出そうと思っても出ないんですよ。やはりこれは入れた方がちゃんと速やかに出してもらって、1種農地であろうとこれ田んぼに取り去ってもらったら勾配でね。そういうことを私は一人でも言っています。でも力が弱いもんで、やはりだめなんですよ。やはり強い力には負けます。これじゃ農業やる人がいなくなります。やはり少しでもいいからいい圃場にして、誰しもうるような状態でそんな篤農家、私みたいな50年もやっている人が創意工夫してやってる者と、やはり兼農、今流山市はほとんどが兼農、ましてや年寄農家だと思んです。そんなに一人で幾町歩もやれる農地がありませんですから、やはり今、平方地区なんかは圃場がいいもんで荒廃地がないんですよ。やはり圃場が良ければやる人もいますよ。自分で作った米を自分で食べたいという、だから一応そういう使いやすいような田んぼにしてもらえばもう少しは荒廃地は少なくなるんじゃないですかね。私はそう思います。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

ないようですので、次に進ませていただきます。

(はいの声あり)

高市議長 次に、報告第22号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第22号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年11月25日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

今月は1件で、移転の原因は相続によるものです。内容につきましては記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしました。

今月の農地法第3条の3第1項の規定による届出は、以上の田1筆、1,031㎡の1件でした。

続きまして、議案所の15ページを御覧ください。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の御報告は8件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が7件、駐車場が1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上8件、11筆、2,928㎡、地目別の内訳では、田が1筆、44㎡、畑が10筆、2,884㎡でした。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の御報告は18件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が17件、使用貸借が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が17件、公衆用道路用地とするものが1件でした。

今月の5条届出の合計は、以上18件、23筆、11,404㎡、地目別の内訳では、田が12筆、4,834㎡、畑が11筆、6,570㎡でした。

御報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がございましたが、御質問、御意見ございましたら承ります。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時32分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年11月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 水代 啓司

流山市農業委員会委員 石井 勇